

Ⅲ【大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準】（豊田南中学校）

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発表	解除	
登校前	○避難行動又は自宅待機	○午前 10 時前 登校 ○午前 10 時以後 休校	<p>津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。 <u>ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。</u></p> <p>※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。</p>
登校中	○避難行動	○午前 10 時前 通常通り 《学校にいる場合》 ・通常通り <u>※ただし、被害状況により保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・登校後、通常通り <u>※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し</u> ○午前 10 時以後 休校 《学校にいる場合》 ・保護者引き渡し又は下校	
在校中	○学校待機又は避難行動	○通常通り <u>※ただし、被害状況により保護者引き渡し</u>	
下校中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》 ・保護者引き渡し又は下校 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所等へ移動	

◎ 原則として学校長が判断する。

【留意点】

- ・ 第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校が対象であるが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。
- ・ 津波発生の有無に関わらず、上記の対応基準に沿うこととする。
- ・ 津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応する。なお、注意報でも避難所が開設される場合があるため、開設時の支援が必要となる場合がある。
- ・ 登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば、通常への対応となることもある。そうした場合の対応については、原則として「いわたホットライン」を利用する。
- ・ 別紙『「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準』【留意点】に準ずる。